松阪市

- 「松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書」は誰に送付しているの? 以下の対象となった方に対して送付しています。
 - (1) 75 歳以上のひとり暮らしの方
 - (2)80歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
 - (3) 要介護 3以上の認定を受けている方
 - (4)身体障害者手帳の交付を受け、障がい 1~2級に該当する方 (内部障がいを除く。ただし呼吸器系は含む。)
 - (5)療育手帳の交付を受け、A1又はA2の判定を受けた方
- (6)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する方
- ※対象者の抽出は令和4年1月1日時点としているため、現状との相違がある場合 もあります。また、住民票をもとに抽出しているため、「世帯分離」をしている方 など、実際は同居家族がいる世帯にも送付していることがあります。

■ どういう制度なの?

東日本大震災では、被災地全体の死者のうち、約6割が高齢者であったという教訓をふまえ、市が「避難行動要支援者名簿」の作成を行い、本人の同意があれば普段から自治会や消防団など(避難支援等関係者)へ、その方の情報提供ができるようになりました。

今回の同意確認書は、災害時に、あなたの避難を支援できる体制を整えるため、あなたの情報を普段から提供することについて同意をいただくものです。 ただし、災害の発生時には同意がされていなくとも、名簿情報を避難支援等 関係者に提供することがあります。

■ 誰に、どんな情報を提供するの?

(提供する先)

住民自治協議会、自治会や町内会、消防団など

(提供するあなたの情報)

- ① 氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所
- ⑤同意確認書に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先
- ⑥通知書に記載されている事由(該当要件)

■ 情報が提供されると災害のときに助けてもらえるの?

支援する方自身やその家族の安全が確保された上で、避難を支援することが前提となるため、同意したからといって、必ず避難の支援等が受けられることを保証するものではなく、避難を支援する方が法的な責任や義務を負うこともありません。

しかし、普段からあなたの情報を避難支援等関係者へ提供することにより、 地域内であなたのことを気にかけてくださる方が増えることにより、災害発生 時には安否確認や避難の支援を受けられる可能性が高まります。

■ 個人情報の取扱いはどうなるの?

名簿の提供を受けた避難支援等関係者には守秘義務が課せられることになります。市としては、名簿受領時には正当な理由なく漏洩すること、必要以上に複製することを禁止することについて誓約いただくなど、必要な措置を講じます。

■ 名簿に同意した後、やっぱりやめたいときは?

一度同意された場合は、変更の申出がない限り、自動継続となります。 変更したい場合にはその旨、防災対策課(② 0598-53-4313)までご連絡 ください。

■ 今回同意しないと、今後はもう同意できないの?

同意はいつでも可能です。同意確認書を紛失された場合には、防災対策課(200598-53-4313)までご連絡ください。

■ 家族と同居している場合や施設にいる場合、同意は不要ですか?

家族や施設で対応できる場合には同意いただく必要はありません。ただし、 昼間は家族が仕事で不在のため、一人になる時間がある場合など、災害時の対 応に不安がある方は同意いただくこともできます。

■ 同意しない場合は助けてもらえないの?

災害発生時には同意の有無に関わらず、被災者の救助は最優先事項となります。同意いただき、事前に避難支援等関係者へあなたの情報が提供されることで、より迅速な避難支援につながることが期待できます。